（仮称）新計算機棟設計・施工・維持管理事業

入札説明書等に関する質問の回答

・ （仮称）新計算機棟設計・施工・維持管理事業について、2026年10月23日（金）までに提出された質問への回答を公表する。

・ 質問は、文末表現を調整の上、原則として原文のまま掲載しているが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所は一部修正を行っている。

2026年11月4日

国立研究開発法人理化学研究所

◆入札説明書に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
1	維持管理業務の参考見積書について	14	第1章	10	(2)			参考見積書の内訳として直接人件費等との記載があるが、維持管理業務の参考見積書の内訳について、より具体的な内訳項目をご教示いただきたい。	施設管理要員の人件費や建物設備の点検・保守に係る費用が分かる内訳とすること。
2	リスク分担	別紙１　P2						「事業期間中における施設瑕疵」について、設計・施工一括請負契約書（案）43条における契約不適合責任期間との違いをご教示いただきたい。	本施設の契約不適合責任期間については、設計・施工一括請負契約書（案）第43条の通りである。

◆要求水準書 共通事項及び施設整備編 に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
1	対象業務	2	第1章	6	(2)	③		「別紙１本施設の要求性能」において、【設計内容】では建物に必要なすべてを整備する内容、【施工内容】では初期構築分のみとなっているが、本事業期間中にすべてを整備する追加工事を行うと考えてよいか。追加工事を予定されているならば、実施時期もご教示いただきたい。 また、本入札における実施設計の対象業務は【設計内容】で求められる設計図書の作成と【施工内容】に即した発注図の作成までとし、【設計内容】を満たす追加の工事発注に関わる発注図書作成業務は別途設計業務も含め追加されると考えてよいか。	追加工事の実施時期及び範囲については現時点では未定である。 実施設計の対象業務の考え方についてはよろしい。
2	光ケーブル	12	第3章	4	(2)			光ケーブル等において「敷地境界の接続点以降の必要な管路および引き込みについては理研及び選定事業者との調整」とあるが、必要本数・配管径についてご教示いただきたい。	提案段階においては、400芯程度を想定して検討すること。配管径は適宜想定すること。事業開始後、理研と協議を行い決定することを想定している。
3	災害時の対応	別紙1 P4	3					災害時のインフラ途絶時の考え方として、ライフラインの自立化(72時間)はラックに対する電源の冗長性と考え、館内の人員用の給水・排水の備蓄・貯留などは不要と考えてよいか。	ラックとラックの冷却に関する設備等、当該施設運用に関わる全ての施設を対象とする。但し、人員用の給水、排水の備蓄・貯留については、左記の考え方から除外しても構わない。
4	中央監視装置の施工範囲	別紙1 P5/8	5					設備計画の共通事項【環境設備】にて「監視制御装置を計画するが、監視及び制御対象は本事業内の設備とすること」とあるが、【自動制御設備】の【施工内容】では「中央監視装置、～を施工範囲とすること」と記載がある。中央監視装置は設計は終局まで本事業内とし、施工は対象外の認識でよいか。 施工対象であれば、施工範囲は4MWまたは全て、どちらを想定しているか。	【設計内容】 将来的なHPCや各設備の増設も見据え、終局までの全てを含む内容とすること。 【施工内容】 中央監視装置は施工範囲内とし、将来的なHPCの増設後も使用可能なものとすること。 中央監視装置以外の自動制御設備（各設備の管理・計測・制御設備及び関連設備）については、HPC4MW相当分の稼働に必要な全ての設備、及び共用部の設備を施工範囲内とすること。
5	熱源設備・空調設備	別紙1 P6	5	(2)				HPC室の負荷がフル負荷（10MW）となる時間は年間どの程度あるか。また、発生する時期は決まっているか。	フル負荷となるのは初年度のうち1,2日程度のみであり、その他は基本的に負荷率50～60%程度と想定している。 また、4～6月の間と9～11月の間にも1,2日程度フル負荷となることがある。フル負荷が発生するタイミングは気温・天候を考慮し調整することも可能である。
6	熱源設備・空調設備	別紙1 P6	5	(2)				HPC室の常時発熱としての負荷率は、どの程度を想定すればよいか。	平均消費電力は設計最大負荷の50～70%程度と考える。
7	熱源設備・空調設備	別紙1 P6	5	(2)				ストレージ室がフル負荷となる時間は年間どの程度あるか。また、発生する時期は決まっているか。	フル負荷となることはほとんど無いと考えて構わない。
8	熱源設備・空調設備	別紙1 P6	5	(2)				ストレージ室の常時発熱としての負荷率は、どの程度を想定すればよいか。	平均消費電力は設計最大負荷の50～70%程度と考える。
9	熱源設備・空調設備	別紙1 P6	5	(2)				HPC室の室内設定温度は年間の90%はASHRAE A2（10～35℃）、10%はASHRAE A3（5～40℃）でよいとなっているが、負荷がフル負荷（10MW）となる際もASHRAE A3（5～40℃）の10%に含まれるか。	含まれない。ASHRAE A3相当となる時期は、夏場の高温時を想定したものであり、計算機の負荷とは独立したものである。
10	騒音規制	別紙1 P6	5	(2)				（仮称）新計算機棟と既存建物とは別々の運用だが、騒音規制においては一体の運用を行う考え方としてよいか。	「一体運用」に対する行政と理研の運用が整合する場合は、騒音規制上一体運用と解釈することでよろしい。
11	冷却塔の仕様について	別紙1 P6	5	(2)				コスト低減案として、【熱源設備】に「冷却熱源は、塩害対策に配慮し、密閉式とすること」と記載があるが、開放式の提案は可能か。	開放式の提案は不可とする。
12	補助空調の施工要否について	別紙1 P7	5	(2)				【空調設備】にて、「HPC室の空調は補助空調とし、その構成を提案すること。」とあるが、【施工内容】に記載がないため、設計までとし、施工は対象外の認識でよいか。	左記の理解でよろしい。

13	中央監視装置の施工範囲	別紙1 P8	5	(2)				仮に中央監視装置の施工が対象外となる場合、要求水準書　維持管理編で定められている運転・監視の業務内容や業務の質として設定されている事項の一部履行が困難となると想定される。施工要求水準と維持管理要求水準の不整合に起因し、維持管理業務の履行が困難、業務の質の逸脱等が発生した場合、維持管理業務の当該責務は免責されるとの認識でよいか。	本施設竣工時において、施工要求水準と維持管理要求水準の不整合が発生している箇所については、維持管理業務の当該責務は免責されるとの認識でよろしい。
14	設備のメーカー及び製造場所	別紙1 P9	5	(3)				導入する設備のメーカーや製造場所の指定や制限はあるか。	セキュリティ設備については、要求水準書 共通事項及び施設整備編に記載の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づき、セキュリティ面で不安のある国・メーカーの製品は避けること。 一方、その他の設備については上記の記載は適用していない。エネルギー効率等に資する設備等、提案に期待する部分となる。 なお、具体的な導入機器は、契約締結後にも都度協議の上決定することを想定している。
15	受変電設備	別紙1 P9	5	(3)				ストレージ室の受変電設備は2MWとあるが、ネットワーク系とストレージ系の比率に想定があればご教示いただきたい。	大部分はストレージ系が占める想定である。
16	受変電設備	別紙1 P9	5	(3)				要求水準書 別紙1において、「後日整備を検討している蓄電池（本事業の整備対象範囲外）を用いた系統連係可能な電源設計とすること。」とあるが、「電力会社との協議によって系統連係可能となり得る電源設計とすること」と変えていただきたい。また蓄電池の利用方法（逆潮流有無、ピークカット、ピークシフトなど）をご教示いただきたい。	「後日整備を検討している蓄電池（本事業の整備対象範囲外）を用いた系統連係可能な電源設計とすること。ただし、電力会社との調整次第では協議に応じる。」との解釈への変更は差し支えない。 また、蓄電池の利用方法等に関しては、逆潮流はさせず、ピークカット、ピークシフトを想定している。
17	災害時の非常用電源について	別紙1 P10	5	(3)				建築計画-災害対策計画の中で「災害時のインフラ途絶時にも72時間はライフラインの自立化を図るため、非常用の電源を確保すること」とあるが、p.10自家用発電機設備項目の施工内容のとおり「建築基準法・消防法上必要な防災用設備」として72時間にこだわらず稼働時間を決定してよいか。	【設計内容】 災害時のインフラ途絶時にも72時間はライフラインの自立化を図るため、非常用の電源を確保する内容とすること。 【施工内容】 「建築基準法・消防法上必要な防災用設備」とし、法令上の基準とすること。
18	警備室（受付窓口）	別紙2	-					理研の既存施設と同じ受付方法でよいか。理研の既存施設の受付システム・様式をご教示いただきたい。 また、入館受付の際に一度で対応する最大の想定人数をご教示いただきたい。	理研の既存施設では受付システムの利用はなく、有人での受付としており、本施設においても同様の形式を想定している。 また、現時点において想定している人数はないが、参考として、既存棟の見学としては概ね平日毎日1、2名から数十名程度の見学者が訪れている。
19	HPC室	別紙2	-					HPCラック1台当たりの重量に目安はあるか。	提案段階ではラックサイズ50U程度かつ、幅750㎜×奥行1200㎜のときに重量2t程度（リアドア除く）を想定すること。選定後、最終的な仕様について理研と調整すること。
20	監視カメラの配置	別紙2	-					HPC室、ストレージ室内の監視カメラについて、出入口と、室四隅にカメラを配置するが、サーバーラック間の監視まで必要か。	提案時は室内の状況が分かる程度であればよいが、ラックの配置等が決まり次第、増設可能な設計が望ましい。但し、増設費用については、理研負担とする。
21	諸室条件	別紙2	-					計算機設備監視常駐室、建屋設備保守常駐室、警備員控室、清掃員控室について、各スペースは確保しつつ、一部屋に集約した提案は可能か。	情報セキュリティ維持の観点から、分けられることが望ましい。ただし、警備員控室と清掃員控室を一部屋にする提案は可能とする。
22	HPC室の負荷	別紙2	-					フル負荷とは4部屋同時にフル負荷（4室×10MW=40MW）となる認識か。	左記の理解でよろしい。
23	盛土の撤去に伴う許可申請と土量の見通しについて	_						盛土の撤去について、都市計画法、盛土規制法などの要否もしくはご検討の状況についてご教示いただきたい。当該法令の許可申請が必要になった場合、許認可手続に要する期間から事業期間内での建物竣工に影響を及ぼす可能性がある。	理研にて前提条件整理の一環として、神戸市担当課との協議を進めている。ただし、最終的な許可申請の要否は選定事業者の協議により判明するため、可能な限り協議・対応期間を考慮した計画とすること。

◆要求水準書 維持管理編 に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
1	コスト低減	3	第2章	2				本業務に関して建築保全業務共通仕様書及び同解説に基づき「定期点検等及び保守」等を行うとあるが、メーカーと協議のうえ、性能を保てるのであればコスト低減の為点検周期等を減らしても問題ないか。	法令が認める場合に限り、左記の理解でよろしい。提案時点で想定される内容については、提案書に明記すること。
2	建築設備保守管理業務	3	第2章	3	(1)	①	ｱ	記載の建築物各部位の修繕及び更新等について、理研として想定する具体的な対象範囲があれば教示いただきたい。また維持管理において建築工事に該当する業務の所掌が理研と選定事業者のどちらになるのかも併せてご教示いただきたい。	要求水準書に記載以上の具体的な対象範囲の想定は無い。 なお、選定事業者側の契約不適合責任部分を除き、大規模修繕・更新工事、その他建設工事に該当するものは本事業の対象外と考える。
3	建築設備保守管理業務	4	第2章	3	(1)	②	ｲ	記載の維持管理業務対象設備と計算機システムの責任分界点を教示いただきたい。選定事業者にて施工した設備が維持管理業務の対象との認識でよいか。	左記の理解でよろしい。
4	維持管理業務の業務範囲	4	第2章	3	(1)	③		記載の別途理研にて調達される什器・備品の具体的な内容をご教示いただきたい。	理研が別途調達する什器・備品は、要求水準書（共通事項及び施設整備編）別紙2に記載の通り、HPC室・ストレージ室・計算機設備監視常駐室・警備員控室・清掃員控室、設置が「任意」となる室に設置する机椅子程度の什器を想定している。維持管理において選定事業者側が必要な備品（PCを含む）は選定事業者側で準備すること。
5	安全衛生管理業務	5	第2章	3	(1)	④		記載の室内空気環境測定及びフロン類の漏洩簡易点検について、理研として想定する指示頻度があればご教示いただきたい。	室内空気環境測定及びフロン類の漏洩簡易点検については法令に則り実施すること。 法令以上の頻度を求める場合については、選定事業者と理研による別途協議によるものとする。
6	定期清掃	5	第2章	3				設備運用に係る機器の定期清掃について、具体的にどの設備のどの程度の清掃を想定しているか。また、既存棟は清掃業者にて実施しているか。	事故防止の観点から、「廃棄物」、「不要品」、「ほこり」等、目立った箇所が見受けられないように自ら整理整頓や清掃を実施いただきたいと考える。よって、具体的に指定する箇所や頻度はなく、既存棟は清掃業者による清掃は行っていない。
7	維持管理業務計画書	6	第2章	3	(2)			維持管理業務計画書は「作業計画」「長期業務計画」「年度業務計画」から構成されると記載されているが、各計画は提出時期が異なることから、個別に提出するという解釈でよいか。	左記の理解でよろしい。
8	維持管理業務計画書	6	第2章	3	(2)			維持管理業務計画書の「作業計画」は毎日実施する定常的業務においても作業前に提出が必要か。例）前日までに翌日の巡回ルート、巡回監視作業予定等の出勤予定者全員の行動予定を提出する。	毎日実施する定常的業務等において、同一の作業内容やまとめて表示が可能な作業については、初回の「作業計画」に記載することで、都度提出は求めない。 効率的な運用のため、日次での提出以外の方法について提案も受け入れる。 ただし、年度の切り替わり時には、改めて「作業計画」の提出を要する。
9	用語の定義	7	第2章	4	(1)			記載の保守定義とされている『軽微な作業』について、理研として想定する判断基準があればご教示いただきたい。	軽微な作業・修理・工事とは、専門の業者を手配せずに施設管理要員が自ら対応する消耗品の交換・補修材を用いた作業・修理・工事とする。

10	ベンダーとの調整	7	第2章	4	(2)	①		記載の計算機システム側の要求について、理研として想定する具体的な要求内容をご教示いただきたい。	計算機の運用方法によっては、電力変動が大きいため、計算機運用に伴う電力の開閉、圧力設定、冷却設備との協調的な運転等を想定している。その際、建物側設備のベンダー対応が必要なものは、本事業に含むものとする。なお、計算機側のベンダー対応となるものは本事業の対象外となる想定である。 現在の「富岳」に対して「富岳NEXT」は負荷への追従性が改善される想定であるものの、問題が生じる可能性は否定できないため、適切な監視体制の確保に期待をする。
11	非常時・緊急時の対応	8	第2章	4	(2)	⑦		記載の非常時・緊急時の「一次対応は選定事業者にて行う」について、理研として想定する一次対応の範囲をご教示いただきたい。合わせて一次対応以降の費用負担、対応スキームについての理研として想定する内容をご教示いただきたい。	非常時・緊急時の一次対応としては、「状況の把握」、「関係者及び関係機関への連絡」、「二次災害の防止」等の一般的な初動対応を想定している。 一次対応以降の費用負担については、軽微な修理や選定事業者の責任における水準未達等を除き理研負担とする。
12	維持管理業務の要求水準	9	第2章	5	(1)			「5.その他維持管理に必要な業務」における①にて別契約業者の作業に対する立ち合いが記載されているが、平常時における体制の中で対応出来ない立ち合いについては、理研側で別途その費用を負担頂けるという理解で良いか。例）立ち合いにより通常業務に支障が出る場合、深夜・早朝などにおける立ち合い、長時間拘束される立ち合い等。	平常時において、要求水準に記載の必要人員以上が発生するような立会いを求める予定はない。 深夜・早朝において立会いを求める場合や、要求水準以上の人数の立会いを求める場合は、時間外手当等の対応を想定している。
13	各種イベントの対応	9	第2章	5	(1)			記載の各種イベント（見学対応等）について、理研として想定するイベント頻度、選定事業者への具体的な協力依頼内容をご教示いただきたい。	平日は要求水準書に記載の範囲で対応いただくことを想定している。 年1回の一般公開（休日開催）については、平日日中同様の施設管理対応をいただきたい。その他の決まった予定のイベントはないため、四半期に1回程度で一般公開同様の対応が生じることを想定して頂きたい。ただし、いずれのイベントにおいても当日のアテンド等は必要なく、施設管理業務に注力いただくものである。 詳細は契約締結時や履行期間中の随時協議によるものとする。
14	用語の定義	11	第2章	7	(1)			指標にある『重要設備』の具体的な対象範囲をご教示いただきたい。	受変電設備、冷却設備、空調設備、発電機等、「富岳NEXT」を運用するにあたり稼働が必要な施設設備を想定している。
15	冷熱･電力の安定供給体制	11	第2章	7	(1)			重要設備の運転停止【20分以内に復旧】の時間計測の起点をご教示いただきたい。	時間計測の起点は、中央監視システム等の記録に基づくものはその記録の時間から、記録のないものは選定事業者が連絡等を受けた時間からとする。 ただし、一概の基準では整理出来ない事態も想定されるため、その場合には協議によるものとする。
16	冷熱･電力の安定供給体制	11	第2章	7	(1)			停電時の常用電気での重要設備への運転切り替え【30分以内に完了】と判断する状態をご教示いただきたい。	停電時の常用電気での重要設備への運転切り替え【30分以内に完了】と判断する状態は、電源系統の切替完了時とする。
17	冷熱・電力の安定供給体制	11	第2章	7	(1)			重要設備の運転停止【20分以内に復旧】について、対象となるのは、停止理由が継続しないもの（瞬低による一時停止や、誤検知動作等でリセット復旧可能なもの）や、警報発報時に一次対応判断が容易で復旧可能なもの（フィルタ詰まり警報など）に限ると考えてよいか。維持管理では把握しえない原因や不可抗力などにて超過する場合は【20分以内に復旧】の対象外となり、あくまで維持管理の不備による原因が対象となる認識でよいか。	重要設備の運転停止の対象は、HPC室の計算機稼働に影響するすべての設備である。 また原則として、維持管理の不備による原因が対象となるとの認識でよいが、即座に原因を特定すること等は困難であることが想定されるため、初動は【20分以内の復旧】への協力を要する。
18	冷熱・電力の安定供給体制	11	第2章	7	(1)			重要設備の運転停止【20分以内に復旧】について、同時に複数台運転停止した場合の考え方を伺いたい。	適切な管理を行い同時に複数台運転停止とならない状態とすること。その上で、やむを得ない事情により同時に複数台の重要設備が運転停止となる場合の復旧時間については、その状況により協議に応じるものとする。

19	冷熱・電力の安定供給体制	11	第2章	7	(1)			停電時の常用電気での重要設備の運転切替【30分以内に完了】とは、単一原因による停電に限定し、予め用意するEOP（緊急復旧手順）に基づく操作で復旧できる範囲とさせてもらえるか。＜EOP作成の対象例＞※エンジン給電への自動切替が完了しなかった場合の手動切替※高圧以上の回路で正常な冗長系統へ自動切替が完了しなかった場合の手動切替※高圧回路トリップ時の配下不具合回路を切り離した状態での部分復旧※いずれも装置故障により切替不可の場合を除くまた、冗長構成ではない回路の2次側回路の停電原因を特定し、停電範囲を最小化する対応についてはこの時間制限の対象外という認識でよいか。	【30分以内に完了】の対象は、左記の範囲としてよろしい。ただしEOP範囲については契約締結時および契約締結後随時、詳細の手順と範囲を協議により決定するものとする。 また、冗長構成ではない回路の2次側回路の時間制限については対象外としてよろしい。
20	冷熱・電力の安定供給体制	11	第2章	7	(1)			停電時の常用電気と重要設備の停止が同時に発生した場合は、まず30分以内に電源切替を完了させて停電復旧してから、20分以内に運転復旧させると考えてよいか。	左記の理解でよろしい。
21	冷熱・電力の安定供給体制	11	第2章	7	(1)			環境配慮事項として、「CO2排出抑制やフロン漏洩等の適切な監視」とあるが、具体的にどのような方法・頻度での監視を想定されているか。また、【漏洩等の発生0件/年】とあるが、これには故障や修理に伴い必然的に発生する漏洩等はカウントに含まないという認識でよいか。	室内空気環境測定及びフロン類の漏洩簡易点検については法令に則り実施すること。具体的な点検については、簡易点検を3か月に1回程度、定期点検としては1年に1回程度を想定している。
22	施設管理要員	11	第2章	8	(1)	①		業務副責任者は電気主任技術者と兼任せず、非常駐とする場合でも、平日は完全に本業務に拘束されることになるか。	要求水準を満たし専任であることを前提に、非常駐時は本業務の拘束からは免れることができる。
23	事業終了後の引き継ぎ	12	第2章	7	(2)	③		記載の本業務が終了する時点においても、要求水準を満たす良好な状態の保持について、理研として想定する具体的な基準があればご教示いただきたい。	「富岳NEXT」の運転・稼働において支障がなく、建屋について経年劣化以上の明らかな劣化がない状態を想定している。 事業期間中は法定耐用年数またはメーカー推奨更新時期が来るものを除き、大規模修繕・更新は本事業の対象外である。
24	施設管理要員	12	第2章	8	(1)	①		記載の業務責任者及び業務副責任者の履行期間中の交代について、提案書提出時から維持管理業務開始時点の交代含め、同等以上の資格・実績保有者であれば、交代は基本的に可能との認識でよいか。	維持管理業務の開始段階においては、理研との協議により、同等以上の資格・実績保有者であれば担当者の変更は可能とする。 それ以外においては、やむを得ない事情を除き、変更は認めない。
25	施設管理要員	12	第2章	8	(2)	①		記載の緊急時120分以内の駆け付けについて、120分を超過した場合のペナルティの有無についてご教示いただきたい。またポートアイランドへの道路が通行止めとなり駆け付けが困難な場合は免責としていただけるか。	要求水準未達に対する対応は基本契約書（案）別紙2に基づき判断を行う。 不可抗力による本施設への駆け付け困難時は、事業者の責による水準未達とはならないと考える。ただし、予めポートアイランドへの交通が封鎖されることが周知されている場合等、明らかに予期可能な事象については対応が可能と判断し、不可抗力によるものとは認めない。
26	要員配置	12	第2章	8				要員配置の一部は、契約会社の社員、契約会社の契約社員及び契約会社が受け入れる派遣社員の体制で問題ないか。	左記の理解でよろしい。業務責任者・業務副責任者・電気主任技術者以外は正社員であることを問わない。
27	要員配置	12	第2章	8				常駐を提案した場合、夜間、休日の駆け付け時間120分は同じく故障対応完了までの猶予として加算する考えでよいか。	左記の理解でよろしい。
28	施設管理要員	13	第2章	8	(2)	③		要員配置は全て正社員とあるが、構成企業以外に協力企業からの配置も認められるか。	左記の理解でよろしい。入札説明書・要求水準書に記載の要件を満たす範囲で、協力企業も含む体制とすることは差し支えない。
29	業務範囲	別紙1						燃料給油は本業務範囲外でよいか。	左記の理解でよろしい。

◆基本協定書(案)、基本契約書（案）、設計・施工一括請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書(案)に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
1	契約時期	基本協定書（案） P1	第4条					維持管理業務委託契約を2026年12月を目途として締結するように読み取れるが、基本契約書第8条3項記載の通り、2029年頃との認識でよいか。	左記の理解でよろしい。
2	維持管理業務委託契約の協議	基本契約書（案） P4	第8条					維持管理業務契約の協議は2029年頃と想定しているが、契約協議が不調となり事業者側にて契約辞退となった場合、提案事業者グループへのペナルティはあるか。損害賠償の上限設定や範囲など事業者側でどうしても許容が困難な部分の協議が不調となった場合も含め想定を伺いたい。	契約協議が不調となり事業者側にて契約辞退となる場合、基本協定書（案）第4条に規定する事業契約の締結に向けた努力義務違反となる可能性があり、発注者は事業者に対して損害賠償請求等を行う可能性がある。また、基本契約書（案）第16条第3項（4）に基づき、維持管理業務委託契約が締結に至らなかったときには、発注者は基本契約の全部を解除する可能性がある。ただし、上記いずれにおいても、事業者側にやむを得ない事情があると発注者が判断した場合を除く。損害賠償の上限設定や範囲などの内、公表された基本契約書（案）等で読み取ることができず事業者側でどうしても許容が困難な部分の協議が不調となった場合、ペナルティを課す意図ではない。
3	完遂義務	基本契約書（案） P6	第16条					基本協定/契約の締結後、選定事業者のいずれか（有責選定事業者）が各不正行為、指名停止等が生じた場合、契約解除、違約金/損害賠償、連帯保証等の義務とは別に、有責選定事業者以外の事業者にて本事業の完遂義務は発生するか。	左記の事象が生じた場合、有責選定事業者以外の事業者にて本事業の完遂を求める予定である。詳細は契約協議段階で決定するものとする。 完遂義務については、基本契約その他の各事業契約に基づき、（業務全体ではなく）事業者自らが受託する設計施工業務又は維持管理業務それぞれに生じるものとなる。
4	連帯保証	基本契約書（案） P7	第19条					連帯保証について、設計施工一括請負契約書及び維持管理業務契約書の各契約の当事者のみに連帯債務が規定されるとの認識でよいか。	左記の理解でよろしい。
5	維持管理業務委託契約の協議	維持管理業務委託契約書（案） P5	第8条					維持管理業務契約の協議は2029年頃と想定しているが、契約協議が不調となり事業者側にて契約辞退となった場合、提案事業者グループへのペナルティはあるか。損害賠償の上限設定や範囲など事業者側でどうしても許容が困難な部分の協議が不調となった場合も含め想定を伺いたい。	No.2の回答の通りである。
6	損害賠償	維持管理業務委託契約書（案） P10	第32条					損害賠償について、損害賠償額の上限設定を契約金額合計とする、範囲を直接損害に限るなどの協議が契約協議の段階で可能か。	発注者と受注者の対等かつ公平な立場を前提に、左記の理解でよろしい。

◆様式集・その他に関する質問

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
1	維持管理費の入札金額について	様式集	様式38-1/38-2					記載する維持管理費の入札金額は維持管理期間中の総額との認識でよいか。	左記の理解でよろしい。なお、様式38-1を後日修正し公表する。
2	官公庁への届出	その他	-					2026年1月の行政書士法改正により官公庁への届出代行などが厳格化されており、維持管理に関わる官公庁への届出について行政書士法に則し、事業者側で支援等の対応可能な範囲とさせていただく認識でよいか。	行政書士法改正に則した官公庁の届出の分担は事業者選定後に協議する。
3	計画停電時の作業	その他	-					計画停電時はHPC室のサーバー並びにストレージ室も事前に設備を止めることは可能か。また、時間指定等はあるか。	HPC室については停電は可能であるが、ストレージ室については、計画停電中においても、運用を止めないようにできることが求められる。
4	計画停電時の作業	その他	-					計画停電の際の電源救済はどの範囲を想定しているか。また、仮設照明は誰用にどこに想定しているか。	計画停電時には、計算機設備のメンテナンスを実施できる程度の照明負荷が求められる。また、照明負荷の商用回路から発電機回路への切替は、分電盤内で切り替えられるようにすることが好ましい。計画停電以外の仮設照明の範囲は、計算機設備監視常駐室内の電源、照明の確保とし、その他としては可能な範囲での適宜でよろしい。